

浜田市契約規則(平成17年浜田市規則第59号)第21条第2項第4号の規定により、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に該当する随意契約の締結状況を公表します。

令和8年4月28日

1 契約締結状況 2件 12,348,512円  
2 契約内容 次のとおり

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
1	環境課	側溝等消毒業務	令和7年4月1日	(公社)浜田市シルバー人材センター 浜田市港町277番地	6,987,112	自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受けるものであるため
2	工務課	水道施設草刈業務	令和7年5月2日	(公社)浜田市シルバー人材センター 浜田市港町277番地	5,361,400	自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定されているシルバー人材センターで、本業務の委託先として適正であるため。